

農業委員会だより

DAISEN City Agricultural Committee Public Relations

2014.4.1 No6



東部新規就農者研修施設の研修生

われら研修生 実践農業でもがんばります！

大仙市農業振興情報センターでは、大仙市で新規に就農する方や後継者の皆さんの技術支援のため、東部は太田地域に、西部は西仙北地域に新規就農者支援施設を設置しています。

平成25年度の研修生は19名で、野菜や花卉、イチゴ等の栽培を実践しながら技術を習得してきました。

修了後は、研修で培った技術を基礎にそれぞれの目標に向かって旅立ちます。



農地パトロール(利用状況調査)を実施しました!



神岡地域

大仙市農業委員会では、管内の農地を対象に昨年10月上旬から11月下旬にかけて利用状況調査を行いました。

調査は、農業委員47名、協力員27名に各地域の事務局職員が同行し、旧市町村単位の8地域で実施しました。管内全域を対象に行いましたが、前年度の調査で耕作放棄地、遊休農地と判断された農地や転用許可関連農地などを重点的に調査しました。

調査の結果、全体で37.7haが遊休農地として確認され、昨年度より約

9.6haの増加となりました。また発生場所等の分布は、地理的に耕作の不便な中山間地域で広範囲に見られました。これは、農家の高齢化や後継者不在等によるものが多く、最終的には受け手がないといった問題が考えられます。

遊休農地や違法転用等の解消には、まずは現状を把握し分析することが重要です。今後これらの集計結果を基に関係機関とも連携を図りながら解消対策を講じたいと考えております。農家のみなさんには、農地を荒廃させないよう日頃より適切な管理をお願いします。

農地の無断転用はやめましょう! 適切な管理につとめましょう!

◎農地の権利を取得する際の下限面積について

大仙市農業委員会では、農地の権利(買受、受贈、借受)を取得する際の下限面積(権利取得後の経営面積)を管内全域50aとしていました。

遊休農地の解消と農地の有効利用を促進するため、**西仙北地域、協和地域、南外地域**を対象に昨年7月より**別段の面積を10a**に設定し、新たに営農する際の条件を拡大しました。これにより**3地域内の農地の権利を取得する際は、権利取得後の面積が10a以上であれば取得可能となっています。(3地域以外の地域については従来どおり50aです。)**

耕作面積が少なく農地を取得できない方、不作付地等を活用し農業を始めたいと考えている方は、お近くの農業委員または農業委員会事務局、各分室までお問い合わせください。

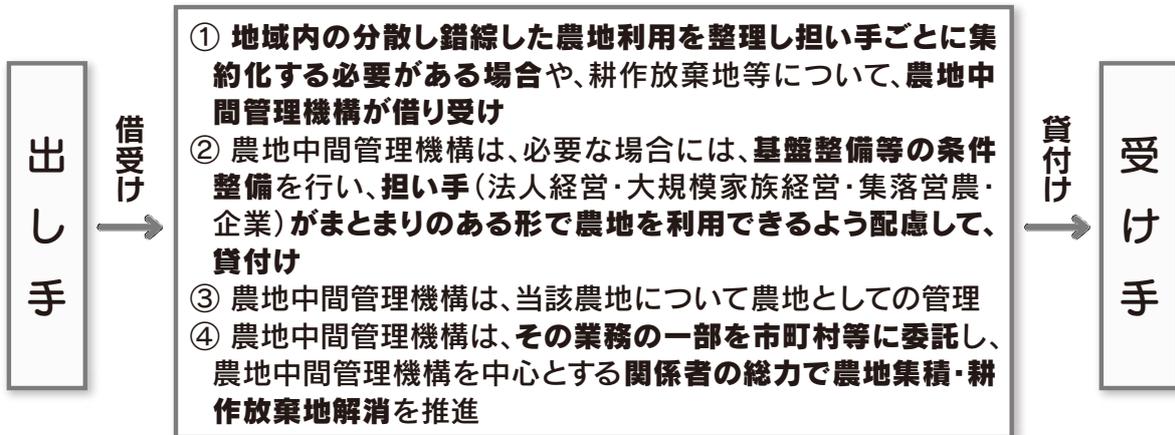
農地中間管理機構の概要

平成26年度より農地中間管理機構が設立され、担い手への農地集積、耕作放棄地の発生防止・解消の抜本的な強化が図られます。

農地中間管理機構の仕組み等

1. 農地中間管理機構の整備・活用 (法整備・予算措置・現場の話し合いをセットで推進)

農地中間管理機構(農地集積バンク)



2. 耕作放棄地対策の強化

- 既に耕作放棄地予備軍となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地(耕作放棄地予備軍)も対策の対象となります。
- 農業委員会は、所有者に対し、農地中間管理機構に貸す意思があるかどうかを確認することから始めることとする等、手続きの大幅な改善・簡素化により、耕作放棄地状態の発生防止と速やかな解消を図ります。
- 農地の相続人の所在がわからないこと等により所有者不明となっている耕作放棄地については、公告を行い、都道府県知事の裁定により農地中間管理機構に利用権を設定します。

※ 秋田県では農地中間管理機構を秋田県農業公社が担うことになります。

農業者年金に加入しましょう。

- ◆ 少子高齢化時代に強い積立方式!
- ◆ 終身年金で80歳までの保証付き!
- ◆ 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象!
- ◆ 一定の要件を満たせば保険料の国庫補助あり!

※60歳未満の国民年金第1号保険者(保険料納付免除者を除く)で年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。

※詳しくは農業委員会事務局及び各分室へお問い合わせください。



全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

「全国農業新聞」
農家のための情報誌

経営とくらしに役立つ
情報をお届けします!

◆発行日 週一回(金曜日)
◆発行元 全国農業会議所
◆購読料 月600円
[送料・税込み]

○お申込みは、
農業委員会事務局
または各分室まで



ランキュラス調整



ランキュラス採花



シュンギク収穫



アスパラガス播種

新規就農に向け

実践農業でもがんばります！

大仙市では、管内農業を発展させるための拠点施設として大仙市農業振興情報センターを設置し、米に頼りすぎの農業から複合経営を確立するための地域にあつた作物の栽培実証、土壌診断や気象情報の発信など、生産性の高い農業を展開するための営農支援を行っています。施設内には農産物直売所、農産物処理加工施設も設置され、農業者間や農業者と消費者の交流の場ともなっています。

また、同センターでは新規就農者や農業の担い手を育成するため、東部（太田地域）と西部（西仙北地域）に新規就農者研修施設を設置し、営農・技術研修を行っています。

研修では、農業専門技術員から露地栽培やハウスを利用した施設園芸作物等の栽培技術指導を受けることができます。冬期間は、ハウスを活用した施設型農業の研修が主となります。

現在は、加温ハウス4棟による野菜や花卉、イチゴ等の栽培技術、また他の無加温ハウス4棟では寒締めほうれん草やふくたち（ハクサイのとう立ち野菜）など野菜等の栽培技術の研修を行っています。

平成25年度の研修生は、東部13名、西部6名で、研修終了後は、新規に部門経営に取り組む方や農業生産組織で働く方など、それぞれ目標を持って学んでいることもあり意欲的な姿勢で取り組んできました。

農業経験がないままに経営を開始するのは不安なことです。今後、新規に就農される研修生のみなさんには、この施設で習得した営農・技術等を実践で活用していただき、力強い農業経営を目指しがんばっていただきたいと思えます。

（研修等の問い合わせ先）

農業振興情報センター

Tel 0187(86)9111

管内農業者等のご紹介

厳冬を乗り越え、ハウスではたくさんのあまーいイチゴが収穫されました。

(有)アグリフライト大曲

大仙市内小友の「(有)アグリフライト大曲」の代表大曲四郎さん(66歳)は、県・市の補助事業で導入した100坪のビニールハウスでイチゴ栽培に取り組んでいます。



ハウス内にて

栽培品種の選定にあたっては、果実が大果で日持ちが良く、糖度も高く食味が良い品種「やよいひめ」を選定しました。苗の植え替えは、昨年9月に約1650株を移植しました。床土には、ヤシ殻を使用して養液高設栽培を取り入れ省力化を図っています。

イチゴは積算温度で赤くなるため、寒い時期は日中約20℃、夜間約10℃で保温する必要があります。ハウス内は、石油燃料が高騰していることもあり、90%以上を粉殻暖房機で保温しています。厳寒時や故障時に備え補完暖房として石油系暖房機と併用しています。ハウス周りの除雪も大雪で大変でしたが、散水チューブで消雪するなど省力化に努めました。

収穫期間は、1月から6月末までの6カ月間ですが、9月に定植した場合、12月20日頃からのクリスマス向け収穫も可能と



養液高設栽培

のことです。

収穫したイチゴは、農協を窓口主にスーパーや直売所、料亭に出荷しています。果肉はデリケートで傷みやすく、出荷後日持ちしない等課題も多い作物です。しかしながら収穫期間が長く価格も比較的安定しているため規模拡大には適した作物と思われれます。

雪のないイチゴ産地と比較した場合、日照時間や気温、降雪等による生産管理費も大きく違います。常に生産コストと販売戦略を考えながら経営しなければ

ば生き残れません。

今年度の目標としては、新たに同規模のイチゴハウスを1棟増設し、作業員を雇用したいと考えています。また将来的には、産地と出荷時期が重ならないような生産体制づくりと、ここ秋田の地域特性や自然環境にあったイチゴのブランド化を目指し、地域一帯でメガ団地を形成できるように体制を取り組んでいきたいと思っています。

経営の安定化と規模拡大を図るためには、初期投資や管理費用を軽減する補助金が大きな力となります。関係機関には、技術支援と併せて引き続きご支援をいただきますようお願いいたします。

広報委員 渡邊 敏 雄
(大曲地域)



平成26年度 大仙市農作業標準賃金・料金表

大仙市農業委員会では、平成26年度の農作業標準賃金及び料金表について、次のとおり決めました。

区 分			単 位	金額(円)	備 考
一 般 作 業			1日	6,500	・作業時間は8時間とし賄いはなしとします。
トラクター	耕 起	整 理 田	10a	5,400	・細粒耕起作業の場合は別途協議願います。
		未整理田		5,900	
		畑		5,900	
	代 か き	整 理 田	10a	5,800	
		未整理田		6,100	
	田 植 機	田 植	整 理 田	10a	
未整理田			5,700		
側条田植機		整 理 田	10a	5,800	
		未整理田		6,400	
苗 代	育 苗	緑 化 苗	1箱	510	・農薬代は別とします。
		硬 化 苗		660	
苗 運 搬			1箱	30	
畦 畔 つ き			片面1m	32	
コンバイン	刈 取	整 理 田	10a	15,100	・すみ刈りは含みません。
		未整理田		16,100	
	一貫作業	整 理 田	10a	26,800	・一貫作業は刈取から調整までとします。
		未整理田		28,800	
籾 運 搬			10a	1,500	
籾 乾 燥			60kg	970	
籾 摺り・調整				450	
精 米				600	
オペレーター			1時間	1,300	
地 上 防 除			10a(1回)	1,000	・農薬代は別途料金とします。

※この表は標準額ですので、圃場状態や作業の難易度により当事者間で決めて下さい。

※整理田とは、概ね30a以上に区画された圃場をいいます。

※この料金表には、消費税が含まれています。

事務局(神岡支所内) … 0187-72-4611(直)
 大曲分室 …………… 0187-63-1111(代)
 西仙北分室 …………… 0187-75-2966(直)
 中仙分室 …………… 0187-56-2325(直)
 協和分室 …………… 018-892-3694(直)
 南外分室 …………… 0187-74-3001(直)
 仙北分室 …………… 0187-63-3003(代)
 太田分室 …………… 0187-88-1115(直)

農業委員会へのお問い合わせ

申請内容	締切日	許可書交付日
農地の権利移動の許可(農地法第3条)	毎月20日	総会終了後1週間以内
農地転用の許可(農地法第4条・第5条)		翌月30日前後
農用地利用集積計画に関する申請		告示日(毎月10日以降)後1週間以内
買受適格証明申請		総会終了後1~2日後

各種申請書の提出締切日と許可書の交付日は基本的には左記のとおりです。



許可申請の締切日等

大仙市農業委員会農地賃借料情報

地域における賃借料の目安となる実勢の農地賃借料情報を次のとおり提供します。

大仙市農業委員会管内における平成25年1月から12月までに農地法及び農業経営基盤強化促進法により締結(公告)された農地の賃貸借の10a当たりの賃借料水準は次のとおりですので、賃借料を決める際の参考としてください。

◆大仙市 東部地区

・田(水稻)の部

(10a当たり:円)

地域名		平均額	最高額	最低額	データ数	
東部地区	大曲地域	圃場整備内	19,200	27,000	7,000	457
		圃場整備外	15,300	23,000	5,000	391
	中仙地域	圃場整備内	19,000	30,000	10,000	432
		圃場整備外	17,000	30,000	5,000	518
	仙北地域	圃場整備内	20,400	27,000	16,500	328
		圃場整備外	18,300	25,000	5,000	284
	太田地域	圃場整備内	19,700	27,000	15,000	219
		圃場整備外	18,000	27,000	9,000	1,489
	(参考) 大仙市東部地区平均	圃場整備内	19,600			
		圃場整備外	17,600			

◆大仙市 西部地区

・田(水稻)の部

(10a当たり:円)

地域名		平均額	最高額	最低額	データ数	
西部地区	神岡地域	全域	15,000	23,000	8,000	475
	西仙北地域	刈和野	12,400	21,000	6,000	33
		土川	11,000	24,000	5,000	281
		大沢郷	11,100	21,000	5,000	562
		強首	16,700	24,000	5,000	954
	協和地域	荒川	12,500	15,000	5,000	104
		峰吉川	11,500	12,000	11,000	23
		船岡	12,600	17,000	5,000	77
	南外地域	淀川	12,500	19,000	8,000	155
		南檜岡	11,900	15,000	5,000	182
		外小友	11,700	18,000	7,000	40
	(参考)大仙市西部地区平均		13,500			

※西部地区は圃場整備の区分は設けていません。 ※畑については、提供できる賃借料情報が少ないことから表記しません。

※(参考)の平均額は、データ数による加重平均の値です。 ※データ数とは、集計に用いた筆数です。

ご相談下さい!



農業委員は、農業者の代表としてまた地域の世話役として皆さんからのご相談をお受けします。

農地の売買、贈与、貸し借り、転用等は農業委員会の許可が必要です。農地に関することは何でもお近くの農業委員にお気軽にご相談下さい。秘密はお守り致します。



みんなで協力復興へ がんばろう東北!

Q 生前一括贈与を受けて耕作している農地を手放すことになりました。納税猶予されていた税金は納めなければなりませんか？

私は、父が所有する農地を、農地等の生前一括贈与の特例を受けて耕作してきました。このたび、農業をやめることになりましたが、納税を猶予されていた贈与税や不動産取得税については、納めなければなりませんでしょうか。

A 農業経営を廃止すると納税猶予は打ち切られます。

生前一括贈与制度により農地の贈与を受け、贈与税・不動産取得税の納税猶予を受けていた受贈者が、その納税猶予を受けていた農地等を売渡したり、貸付けたり、不耕作にした場合には、その猶予は終了します。そして、猶予が終了した時点で、猶予されていた税額及びその税額に係る利子税を納付しなければなりません。

◎特定貸付けによる特例があります。

生前一括贈与を受けた農地を次の条件で賃貸借による貸付け（これを「特定貸付け」といいます。）をする場合は、引き続き納税猶予の適用が認められます。

◆条件1 10年以上納税猶予の適用を受けている農地であること。（65歳未満の方が貸付ける場合は20年以上納税猶予の適用を受けている農地であること。）

◆条件2 農業経営基盤強化促進法の規定により行われる貸借権等の設定による貸付けであること。

◆条件3 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の公告のあった日から2カ月以内に、納税地の所轄税務署長及び秋田県総合事務局長に貸付けを行ったことの届出書を提出すること。

◎農業者年金受給による後継者へ使用貸借する場合は例外措置があります。

農業者年金を受給するため、次の条件で後継者に使用貸借による経営移譲をする場合は、納税猶予の特例を継続して受けることができます。

◆条件1 農業者年金の特例付加年金または経営移譲年金を受給するために、後継者（推定相続人の一人）に使用貸借による貸付けであること。

◆条件2 使用貸借権の設定の日から2カ月以内に納税地の所轄税務署長および秋田県総合事務局長に使用貸借による貸付けに関する届出書を提出すること。

※詳しくは農業委員会事務局及び各分室へお問い合わせください。

編集後記

ただ ただ一面、雪で真っ白な田んぼも春の陽光が強くなるにつれ、作業開始を待っているかのように思われる時期になりました。

昨年、県南のあきたこまちの特Aを取ったもののTPP（環太平洋連携協定）問題を始め、一連の農政改革は不透明な部分も多く、先細りの感も無きにしもあらずの様に思われます。

ただ単に米を作れば良かった時代を振り返っても仕方がなく、この大転換期に私達農業委員は今まで以上に地域農業に染み込み、またこの広報が少しでもお役に立てればと思います。

ちなみに、今年も神宮寺嶽の山頂にある嶽六所神社に梵天が奉納されました。11本もの梵天がああ急な傾斜を登って五穀豊穰・家内安全を祈願されたそうです。

私達も、健康で前を向いて一歩一歩進みたいものです。

広報委員 黒川 雄一
(神岡地域)

大仙市 農業委員会だより【第六号】

発行／大仙市農業委員会
〒019-1170-1
秋田県大仙市神宮寺字蓮沼16-3

編集／大仙市農業委員会広報専門委員会
TEL0187(72)4611
印刷／榎松本印刷